



2026年2月13日

各 位

会 社 名 株式会社バローホールディングス
代表者の役職名 代表取締役会長兼CEO 田代正美
(コード番号: 9956 東証プライム市場・名証プレミア市場)
問い合わせ先 常務取締役管理本部長 篠花 明
電 話 番 号 (0574) - 60 - 0858

コーナン商事株式会社との資本業務提携に関する基本合意書締結に関するお知らせ

株式会社バローホールディングス（本社：岐阜県多治見市、以下「当社」といいます。）は、2026年2月12日開催の取締役会において、コーナン商事株式会社（本社：大阪府大阪市、以下「コーナン商事」といいます。）との間で、資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は、コーナン商事が当社の連結子会社であるアレンザホールディングス株式会社（本社：福島県福島市、以下「アレンザホールディングス」といいます。）の株券等に対して実施する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、コーナン商事との間で不応募契約書（以下「本不応募契約」といいます。）及び株主間契約書（以下「本株主間契約」といいます。）を締結することを併せて決議しております。

本資本業務提携の具体的な内容は今後当社とコーナン商事との間で協議及び交渉の上検討してまいります。

記

1. 資本業務提携の理由

当社は、中長期経営方針である「バローグループ・ビジョン2030」に掲げるとおり、当社グループの商品・サービス・決済で地域を便利に、豊かに繋ぐ「バロー経済圏」の構築と商品力で選ばれる「デスティネーション・カンパニー」を目指しています。

この実現に向けては、グループ内の経営資源の活用に加え、事業領域や強みを補完し合えるパートナーとの連携を通じて、商品調達、物流、店舗運営、人材等の各分野における事業基盤を強化していくことが重要であると考えております。

さらに、ホームセンター事業における外部環境としては、生活密着型の需要の拡大、プロ需要・B to B分野の拡大、デジタル化戦略の推進余地、環境問題や防災に関連した商品の市場拡大、地域共創・社会貢献型ビジネスの発展といった機会が存在している一方、人口減少・住宅着工数の減少、ドラッグストア・ディスカウントストア・ECとの競争の激化、消費者の購買行動の多様化・オンラインシフト、人手不足、気候変動・自然災害による被害といった脅威に直面していると認識しております。また、ペットショップ事業における外部環境としては、ペットの「家族化」によるプレミアム市場拡大、高齢ペット・共働き世帯向けの新需要、SNS・デジタルマーケティングによるブランド発信の強化といった機会が存在している一方、少子高齢化・住宅環境制約強化による飼育人口の減少、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。その後の改正を含みます。）の改正をはじめとした規制の強化といった脅威に直面していると認識しております。

また、スーパーマーケット事業においても、ホームセンター事業と同様の脅威に直面していると認識しており、近年の小売事業分野においては、同業他社においても単一事業に留まらず、業界横断的な事業やサービスを展開し、各社の経済圏の囲い込みが進んでいると認識しております。

このような環境でお客様に選ばれ続けるためには、お客様の嗜好に合った利便性と利得性など、新たな価値提案を提供し、継続することが重要であると考えています。

上記の外部環境において、当社が更なる成長を図るため、現在、当社はコーナン商事をデベロッパーとする以下のスーパーマーケット事業 3 店舗の共同出店を行っており、両社にとってメリットのある取り組みを行ってまいりました。

①八百鮮名古屋北店 (2023年2月17日オープン・コーナン名古屋北店 併設)

②パローハ幡一ノ坪店 (2025年7月25日オープン・コーナンハ幡一ノ坪店 併設)

③たこ一枚方野村店 (2025年12月12日オープン・コーナン一枚方野村店 併設)

一方で、今後も加速する事業環境の変化に対応すべく、当社の重点エリアと認識している『関西圏・関東圏を中心とした市場深耕における協働』、『PB（プライベート・ブランド）商品の相互供給』、及び当社の強みとなっている物流事業等における共同研究等を通し、3社の成長戦略を加速させたいとの考え方から、当社にとって必要な施策について検討を行ってまいりました。

以上を踏まえ、当社は、業務面での連携に加え、両社の関係を中長期的に強化する観点から、資本参加を含む業務提携を行うことに向けて、本公開買付けの成立以降に具体的な協議・交渉を行うことについて合意いたしました。

2. 本資本業務提携の相手先の概要

(1) 名 称	コーナン商事株式会社		
(2) 所 在 地	大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 斎田 直太郎		
(4) 事 業 内 容	ホームセンター事業、建築職人向け小売業及び会員制建築資材卸売業		
(5) 資 本 金	176億5,800万円 (2025年8月31日時点)		
(6) 設 立 年 月 日	1978年9月20日		
(7) 大株主及び持株比率 (2025年8月31日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 港南株式会社 斎田 耕造 斎田 直太郎 コーナン商事取引先持株会 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) アイリスオーヤマ株式会社 株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) YS株式会社 株式会社大創産業		10.44% 6.97% 6.17% 6.15% 4.27% 4.14% 3.76% 3.23% 2.42% 2.22%
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。	
	人 的 関 係	該当事項はありません。	
	取 引 関 係	当社グループ子会社を賃借人、相手先を賃貸人とした賃貸借契約を6店舗数にて締結しております。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
(9) 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態			
決算期	2023年2月期	2024年2月期	2025年2月期
連 結 純 資 産	149,555百万円	157,257百万円	165,792百万円
連 結 総 資 産	419,249百万円	458,557百万円	479,006百万円
1 株当たり連結純資産	4,917.97円	5,354.43円	5,781.90円
連 結 営 業 収 益	439,024百万円	472,655百万円	501,403百万円
連 結 営 業 利 益	22,019百万円	24,097百万円	25,001百万円
連 結 経 常 利 益	20,732百万円	22,598百万円	23,306百万円
親会社株主に帰属する	13,235百万円	14,054百万円	14,210百万円

当 期 純 利 益			
1 株当たり連結当期純利益	431.11 円	473.90 円	492.53 円
1 株 当 た り 配 当 金	90 円	95 円	100 円

3. 日 程

(1) 取 締 役 会 決 議 日	2026 年 2 月 12 日
(2) 合 意 日	2026 年 2 月 12 日
(3) 資本業務提携開始日	未定

4. 今後の見通し

本件に伴う 2026 年 3 月期の連結業績に与える影響は軽微であります。

なお、本資本業務提携の具体的な内容及び開始時期については、今後当社とコーナン商事との協議により決定される予定であり、現時点においては未定であります。本資本業務提携が開始される年度以降において、当社グループの業績に一定の影響を与える可能性があります。

今後、業績に重要な影響を与えることが明らかとなった場合には、速やかに開示いたします。

5. 契約の概要

2026 年 2 月 12 日付で当社が締結している各契約の概要について、以下のとおりお知らせいたします。本公開買付けの概要については、2026 年 2 月 12 日付でコーナン商事が公表した「アレンザホールディングス株式会社（証券コード：3546）の株券等に対する公開買付けの開始及び資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」及びアレンザホールディングスが 2026 年 2 月 13 日付で公表した「コーナン商事株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨並びに資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。なお、アレンザホールディングスのプレスリリースによれば、アレンザホールディングスは、2026 年 2 月 12 日開催のアレンザホールディングス取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、アレンザホールディングスの株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、及び、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したことです。

① 本基本合意書

当社は、コーナン商事との間で、アレンザホールディングスも含めた 3 社の成長戦略を加速させることを目的とした本基本合意書を締結しております。当社とコーナン商事の本資本業務提携の詳細については、本公開買付けの成立以降、協議・交渉の上検討することを予定しており、2026 年 2 月 12 日現在、具体的な内容及び本資本業務提携に係る契約の締結予定日は未定です。

なお、2026 年 2 月 12 日現在、コーナン商事によるアレンザホールディングスの普通株式（以下「アレンザホールディングス株式」といいます。）の追加取得の予定はないとのことです。

② 本株主間契約

当社は、コーナン商事との間で、本取引（以下に定義いたします。）完了後のアレンザホールディングスの組織、運営及び株式の取扱いなどに関して、本株主間契約を締結しております。本株主間契約の概要は以下のとおりです。

A. 本取引完了後の議決権保有割合

本公開買付け並びにアレンザホールディングス株式の全て（但し、アレンザホールディングスの新株予約権の行使により交付される普通株式を含み、アレンザホールディングスが所有する自己株式及び当社が所有するアレンザホールディングス株式を除きます。）及びアレンザホールディングスの新株予約権の全て（以下「本新株予約権」といいます。）を取得するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）完了時点における当社及びコーナン商事のアレンザホールディングス株式の議決権保有割合をそれぞれ約 49.4%、約 50.6% とすることを確認する。

B. アレンザホールディングスの機関構成

本取引完了以降、実務上可能な限り速やかに、アレンザホールディングスの機関構成等を、次の (a) 及び (b) のとおりとするための必要な行為（アレンザホールディングスの株主総会における定

款変更等の議案についての賛成の議決権の行使を含む。)を行う。

- (a) 設置機関：取締役会、監査役会、会計監査人
- (b) 役員指名権：(i)アレンザホールディングスの取締役の員数を11名とし、コーナン商事がそのうち5名を、当社が6名をそれぞれ指名することができ、(ii)アレンザホールディングスの代表取締役の員数を3名とし、コーナン商事がそのうち1名を、当社が2名をそれぞれ指名することができ、(iii)アレンザホールディングスの監査役の員数及び指名についてでは当社及びコーナン商事が協議の上で決定する。
- C. アレンザホールディングス及び各重要子会社において本株主間契約で定める事項（定款変更、組織再編、株式及び新株予約権等の発行、解散及び清算、事業計画の決定・変更等）を決定する際には両当事者の事前承諾を要する。
- D. アレンザホールディングス株式に関する事項
 - (a) 相手方の事前の承諾がある場合を除き保有するアレンザホールディングス株式を第三者に対する譲渡及び担保権の設定等を行ってはならない。
 - (b) 本取引完了時から3年が経過した日以降、本株主間契約に定める一定の事由が生じた場合において、コーナン商事はプットオプション行使することができる。
 - (c) 上記(b)のほか、両当事者が本株主間契約に定める自らの義務又は表明及び保証に重要な点で違反し、当該違反が一定期間内に治癒されない場合等において、両当事者はプットオプション及びコールオプション行使することができる。

③ 本不応募契約

当社は、コーナン商事との間で、本不応募契約を締結しております。本不応募契約の概要は以下のとおりです。

- A. 当社は、本公開買付けが開始された場合、当社が保有するアレンザホールディングス株式を一切本公開買付けに応募しない。
- B. 当社は、本不応募契約の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、コーナン商事以外のいかなる第三者との間でも、又はいかなる第三者に対しても、当社が保有するアレンザホールディングス株式の譲渡、贈与、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にし得る取引（以下「競合取引」といいます。）及びそれらに関する合意を行わず、競合取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わない。但し、当社が、コーナン商事以外の第三者から、当社の一切の関与なくアレンザホールディングス株式の非公開化を前提とした競合取引に関する提案（以下「本第三者提案」といいます。）を受領した場合、又は、アレンザホールディングス株式に対する公開買付け（本第三者提案とあわせて「本第三者提案等」といいます。）が公表若しくは開始された場合において、下記C.に定める協議の結果も踏まえて、当社のコーナン商事及びアレンザホールディングスとの事業上の関係を考慮しても本第三者提案等が当社にとって本取引の条件に優越する可能性があると当社が客観的かつ合理的に判断した場合には、この限りではない。
- C. 当社が第三者から競合取引に関する提案、勧誘、協議、交渉若しくは情報提供その他の申出を受けた場合又はアレンザホールディングスがコーナン商事以外の第三者から当該申出を受けたことを知った場合には、当社は、直ちに、コーナン商事に対して、その事実及び内容を通知し、対応につきコーナン商事との間で誠実に協議する。
- D. 上記B.及びC.に定めるほか、当社は、本不応募契約の締結日から、コーナン商事が本公開買付けにおいて、アレンザホールディングス株式の全て（但し、アレンザホールディングスの新株予約権の行使により交付される普通株式を含み、アレンザホールディングスが所有する自己株式及び当社が所有するアレンザホールディングス株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することができなかった場合に、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づきアレンザホールディングスが行う株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を通じて、アレンザホールディングスの株主を当社及びコーナン商事のみとするための手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の効力発生日までの間、本不応募契約により明示的に許容される場合を除き、当社が保有するアレンザホールディングス株式について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（本公開買付け又はその他の公開買付けに応募することを含む。）

を行ってはならず、アレンザホールディングスの株式等を取得してはならない。

- E. 当社及びコーナン商事は、本公開買付けの決済後、実務上可能な限り速やかに、本スクイーズアウト手続（アレンザホールディングスの株主総会における本株式併合の議案についての賛成の議決権の行使を含む。）を実施する。
- F. 上記の他、本不応募契約においては、コーナン商事が本公開買付けを開始する前提条件、かかる前提条件の充足を条件としてコーナン商事が本公開買付けを実施する義務、当社及びコーナン商事による表明保証（注1）（注2）、本不応募契約の締結日から本スクイーズアウト手続の効力発生日までの間、コーナン商事の事前の書面による承諾なしに、アレンザホールディングスの株主総会の招集請求権、議題提案権及び議案提案権その他の株主権を行使しない義務、補償等（注3）、契約終了事由（注4）等について合意している。
 - （注1）本不応募契約において、コーナン商事は、①設立及び存続の有効性、②本不応募契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在、③本不応募契約の有効性及び強制執行可能性、④本不応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の履践、⑤本不応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、並びに⑦反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っている。
 - （注2）本不応募契約において、当社は、①設立及び存続の有効性、②本不応募契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在、③本不応募契約の有効性及び強制執行可能性、④本不応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の履践、⑤本不応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力との関係の不存在並びに⑧当社が所有するアレンザホールディングス株式に対する権利について表明及び保証を行っている。
 - （注3）当社及びコーナン商事は、自らの本不応募契約に基づく義務の違反又は表明及び保証の違反に起因又は関連して相手方当事者が被った損害等については、相手方当事者に対し補償等をするとされている。
 - （注4）本不応募契約において、（i）当社及びコーナン商事が書面により合意した場合、又は（ii）本公開買付けが撤回され若しくは不成立となった場合に終了するとされている。

以上